

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	井岡 瑞日
論文題目	19世紀末フランスの中間階層における家庭教育像 ——女性向け雑誌メディアを手がかりとして——		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、フランスにおいて近代教育制度の基本構造が確立した第三共和政下の1880～1890年代に着目し、この時期の女性向け雑誌メディアを手がかりとしながら、中間階層における家庭教育像を明らかにしたものである。</p> <p>「序章 近代フランスにおける家庭教育の探究」では、申請者の問題関心が述べられ、19世紀末を対象としたフランス教育史に関する先行研究の成果と問題点が整理された上で、女性向け雑誌メディアの分析を通して中間階層の家庭教育像を解明するという本論文の課題が提示されている。</p> <p>「第一章 二つの雑誌とその時代」では、本論文が分析対象とする2つの女性向け雑誌である『ル・プチ・エコー・ド・ラ・モード』<i>Le Petit Echo de la Mode</i> (1879～1983年) (以下、『プチ・エコー』と略す)と『ラ・ファミリーユ』<i>La Famille</i> (1879～1921年)の概略が示されている。それによれば、両誌はともにブルジョワジーとしての社会的地位が脆弱であった中間階層の女性たちを読者対象としながらも、その政治的スタンスや階層意識が大きく異なっていた。すなわち、前者は保守的で伝統的なブルジョワモデルを追求しており、後者は第三共和政及びその教育政策に親和的であったことが指摘されている。</p> <p>「第二章 階層上昇志向による厳格なしつけ」と「第三章 母の愛に特徴づけられる家庭教育像」では、年少の子どもである男女の幼児・児童を対象とした家庭教育像が検討されている。第二章では『プチ・エコー』が取りあげられているが、ブルジョワ志向の強さという同誌の性格のゆえに、そこで語られる家庭教育は厳格な性質を帯びており、親子間の愛情や親密さが抑制される傾向にあったという。すなわち、子どもは年長者に対して敬意や服従心を示すべきであり、親は毅然とした態度で子どもに接すべきだと主張されていた。このような家庭教育像は、当時、全盛期を迎えていたブルジョワ的マナー集としての礼儀作法書の内容に通じるものであり、ブルジョワらしくありたいと熱望する『プチ・エコー』の読者たちが、わが子に礼儀作法を身につけさせることを何よりも重要視していたことがわかるという。</p> <p>第三章では『ラ・ファミリーユ』が分析されているが、同誌は『プチ・エコー』と異なり、ブルジョワらしい所作や生活様式を獲得し、階層上昇を図りたいという価値観から相対的に自由であった。その結果、子どもは両親から愛され、慈しまれる存在であり、規律・訓練的な家庭教育ではなく、愛情深い母親が情操豊かにわが子を育てるといった家庭教育像が語られていくことになる。また「男は仕事、女は家庭」という性別役割を基軸とした家庭は、公的世界から閉ざされた、プライベートで親密な空間であり、『ラ・ファミリーユ』では家庭教育と学校教育とが機能分化しながら、子どもの教育をともに担っていくという認識が芽生えていたことが指摘されている。</p> <p>「第四章 中間階層における家庭教育の普及」と「第五章 学校教育を前提とした家庭教育の登場」では、中等教育世代から結婚適齢期にあたる娘を対象とした家庭教育像が検討されている。第四章では『プチ・エコー』が取りあげられているが、同誌ではブルジョワジーの「主婦」を意味する「一家の女主人」の育成に向けた教育、つまり献身や自己犠牲の精神の体得や、家事技能の手ほどきを主軸とした教育を、母親の管理下において行うことが主張されていた。それゆえ家庭教育は、娘の人間形成における中核的</p>			

存在であり、学校教育は知育という二次的な領域においてのみ、必要に応じて家庭教育を補完する副次的な存在に過ぎないとされていたことが述べられている。

第五章では『ラ・ファミリーユ』が検討されていくが、同誌は、『プチ・エコー』と同様に、娘を教育する上で家庭、特に母親がその最終責任を担うべきであると認識していた。しかし『ラ・ファミリーユ』では、教育は理論面と実践面から成り立つという考えから、学校における教科教育の重要性を認め、学校が理論面の教育を行い、母親が家庭で実践面の教育を行うことを通して、娘の人間形成が完成するという、学校教育と家庭教育の分業を想定した主張が登場していたことが指摘されている。

「終章 公教育成立期の家庭教育像」では、各章で得られた知見を整理し、全体の総括を行っている。『プチ・エコー』と『ラ・ファミリーユ』の家庭教育像は、子どもを対象とするにせよ、娘を対象とするにせよ、学校教育を前提として語られているか否かという点で大きく異なっていた。それは、世俗学校と家庭との協働関係をめざした共和主義的な教育観を積極的に受け入れようとした『ラ・ファミリーユ』と、それに背を向けようとした『プチ・エコー』の相違としてとらえることができる。そういう意味で、公教育化が進展する19世紀末は、家庭教育をめぐる2つの異なる価値観が併存する時代だったのである。

(論文審査の結果の要旨)

19世紀末は、フランス教育史上、義務・無償・非宗教性に象徴される公教育制度が成立し、女子リセ・コレージュに代表される女子教育の制度化も進んだ、非常に重要な時期である。それゆえ、この時期を研究対象とする教育史研究が数多く存在するが、それらの研究は主に学校教育に焦点をあてて行われており、家庭教育の問題は等閑に付されてきたきらいがある。それに対して申請者は、家庭内で行われるがゆえに私的なものにとらえられがちな家庭教育であっても、そのありようは公教育制度の成立や女子教育の制度化という学校教育の変容に規定されていくのではないかという仮説を立て、それに基づきながら、19世紀末において家庭教育が公教育化の進展によってどのように変化したのか、あるいは変化しなかったのかという問題を考察している。そういう意味で、本論文はこれまでの研究がほとんど研究対象として取りあげてこなかった家庭教育に注目し、その解明に果敢に挑んだという点において画期的なものであり、ここに本研究の第一の意義が存在しているといえることができる。

そして本論文の第二の意義は、家庭教育像の解明にあたって、中間階層（小企業経営者や小売店主などの中・小ブルジョワジーや、共和政治や教育制度の成熟にともなって19世紀末に急増した事務職員や教員、技術者などの「新しい社会階層」）に着目し、中間階層を読者対象として想定している女性向け雑誌メディアを分析したことである。教育政策が展開され、制度として成立していく学校教育と異なり、個々の家庭に委ねられた家庭教育を考察することには史料的な困難を伴うが、申請者は『ル・プチ・エコー・ド・ラ・モード』 *Le Petit Echo de la Mode* (1879～1983年)と『ラ・ファミリーユ』 *La Famille* (1879～1921年)という2つの女性向け雑誌メディアの記事分析を行うことを通して、この困難性を乗り越えている。しかもこの2つの雑誌は、ともに中間階層を読者対象としながら、その政治的スタンスや階層意識が大きく異なっていた。すなわち、前者の読者対象は保守的で伝統的なブルジョワモデルを追求する人々であり、後者は第三共和政及びその教育政策に親和的な人々であった。このような志向性を異にする2つの雑誌を分析することで、より重層的な家庭教育像の解明が可能になったといえるだろう。

その結果、明らかになったのは、次のことである。まず『ル・プチ・エコー・ド・ラ・モード』では、幼い子どもに対しても、親子間の愛情や親密さは抑制されるべきであり、子どもは母親を中心とした年長者に対し、敬意や服従心を示すように育てられねばならないとされた。また年長の娘に対しては、娘が将来「一家の女主人」になれるように、母親は娘に対して献身や自己犠牲の精神などの体得をめざした徳育を行い、家事技能の手ほどきを主軸とした教育を行うことが主張されている。そのため、学校教育は知育という二次的な領域を担う、副次的な存在として認識されていたに過ぎなかった。それに対して『ラ・ファミリーユ』では、幼い子どもは両親から愛され、慈しまれる存在としてとらえられ、愛情深い母親によって情操豊かに育てられるべきものであった。また年長の娘に対しては、妻・母の育成という射程内においてではあるが、学校教育の有用性が認められており、学校における知育と補完しあうものとして、母親による家庭教育を位置づける意見も存在していた。このように、19世紀末のフランスにおいては、同じく中間階層を読者として想定した女性向け雑誌メディアであっても、家庭教育をめぐる2つの異なった価値観が存在していたのであり、両者の併存が明らかになったことが、本論文の第三の意義であるといえるだろう。

これらの点において、本論文は従来の19世紀末を対象としたフランス教育史研究、とりわけ家庭教育史研究に新しい知見をもたらしたといえることができる。しかし今後

の課題がないわけではない。たとえば、本論文では女性向け雑誌メディアを分析対象としたために、年長の息子に対する家庭教育の考察がなされておらず、当該時期の中間階層における家庭教育の全体像の解明には至っていない。ただこの点は、研究のさらなる発展のための課題として残されたものであり、これによって本論文の価値が損なわれるものでないことはいうまでもない。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成27年1月21日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降